

特定社債(私募債)保証は、中小企業・小規模事業者の皆さまの資金調達の多様化を図り、資本市場からの事業資金調達を円滑に進めることを目的とした保証です。

対象となる方	株式会社(特例有限会社を含む)、合名会社、合資会社、合同会社									
適 債 基 準	経済産業省令で定める下表要件のうち、申込直前期の決算において、下表の基準(a)～(c)のいずれかに該当していること ただし、2および3については、それぞれの項目に対し、いずれか1項目を充足する必要があります。									
	項 目		基準(a)	基準(b)	基準(c)					
	1	純資産額	5,000万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上					
	2	自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上					
		純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上					
	3	使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上					
インタレスト・カバレッジ・レシオ		2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上						
(注)1.自己資本比率(%)=純資産額÷(純資産額+負債の額)×100 2.純資産倍率=純資産額÷資本金 3.使用総資本事業利益率(%)=(営業利益+受取利息・受取配当金)÷資産の額×100 4.インタレスト・カバレッジ・レシオ=(営業利益+受取利息・受取配当金)÷(支払利息+割引料) 適債基準は、あくまで社債の基本的な基準です。制度のご利用には別途審査がありますので、適債基準を満たされていても、場合によっては、ご希望に沿えないことがあります。										
保 証 形 態	当協会が社債の80%を保証し、取扱金融機関が100%保証を行う共同保証形式									
発 行 形 式	振替債									
発 行 額	発行限度額:5億6,000万円(当協会の保証金額は発行額の80%【4億5,000万円】) (注1)既に発行済の保証付社債との合計で5億6,000万円以内とします。 (注2)最低発行額は3,000万円となります(1,000万円単位)。 (注3)特定社債保証以外の保証の残高(経営安定関連保証等を除く)との合計で5億円以内とします。									
資 金 使 途	運転資金および設備資金									
保 証 期 間	2年から7年までの1年単位									
返 済 方 法	満期一括償還または定時償還(定時償還の方法は別途定めがあります)									
担 保	原則として、保証金額2億円(発行額2億5,000万円)超の場合には、当協会に対して担保の提供が必要となります。									
連帯保証人	不要									
保 証 料 率	経営状況に応じて決定(下表参照)									
	保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
	「保証委託ならびに共同保証契約書」に表示する保証料率	2.375%	2.1875%	1.9375%	1.6875%	1.4375%	1.25%	1.00%	0.75%	0.5625%
(注1)上段は社債総額に対する料率、下段は保証委託額(当協会が保証する額)に対する料率(上段を保証割合(80%)で割り戻した料率)です。計算結果(保証料)はいずれも同額となります。 (注2)会計処理に関する割引および有担保割引の適用が可能です。詳細はP4をご参照ください。										
必 要 書 類	申込書は特定社債用の保証委託申込書が必要です。添付書類としては、P37記載分以外に、特定社債保証資格要件申告書が必要です。なお、これら以外にも、審査の過程で追加資料を提出していただく場合があります。									
そ の 他 注 意 事 項	①私募債の発行に係る金利コスト(発行者利回り)には金利および上記保証料の他、引受金融機関手数料等が別途必要となります。 ②社債の発行には、会社法の規定により、発行会社の社債発行に関する決議(機関設計に応じて、取締役会や株主総会の決議または取締役や社員の決定等)が必要です。 ③ 必ず、金融機関を通じて事前相談・申込をしてください。なお、事前相談書・申込書につきましては特定社債保証専用のものをご使用願います。 ④事前相談から社債発行まで少なくとも 3か月程度 の期間を要します。お早めにご相談・お申し込みください。									
お問い合わせ窓口	経営支援部 再生発展支援課(TEL 078-393-4024)									

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては経営支援部 再生発展支援課までお問い合わせください。